



かけはし

第56号 (臨時号) (平成31年4月9日)



日本年金機構

Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 菅野 恵文

➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

はじめに

新元号「令和」が公表されました。

平成最後の「かけはし」臨時号となる本号では、改元に伴う対応等のトピックを中心に掲載しています。

また、日本年金機構では、従来までの研修会等の実施や早期の情報提供などの取組みを継続しつつ、市区町村の皆様方との協力連携体制を国民年金事業とより一体化して推進するため、市区町村連携グループに代わり、本部事業推進統括部内に「事業・市区町村調整グループ」を設置いたしました。

これまで以上に、市区町村の皆様方との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【目次】

- はじめに
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

機構からの連絡

新元号への対応

(事業企画部、事業推進統括部)

天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行(平成31年4月30日)に伴い、2019年5月1日から新たな元号が施行されますので、日本年金機構における対応についてお知らせします。

1. 改元後の帳票の取扱い

(1) 新元号記載帳票の使用開始時期

年金関係の帳票は種類が多いため、新元号の公布後、新元号に対応した帳票へ段階的に変更します。主な帳票の使用開始時期は、次頁のとおりです。

帳票名	使用開始時期
国民年金被保険者関係届書（申出書）	2019年6月1日
国民年金保険料免除・納付猶予申請書	2019年7月1日
国民年金保険料学生納付特例申請書	2019年7月1日
年金請求書（老齢・遺族・障害）	2019年6月1日
受給権者死亡届・未支給年金請求書	2019年6月1日
国民年金死亡一時金請求書	2019年6月1日

（2）旧帳票の取扱い

旧帳票は、新元号施行後も引き続き使用することができます。

旧帳票を使用する際は、可能な限り新元号を追記等いただくようお願いいたします。

2.改元に伴う連休

- ◆ 皇位継承等に伴い、平成31年4月27日（土）から2019年5月6日（月）まで10連休となります。
- ◆ 10連休期間中は、日本年金機構の各年金事務所も休所となりますので、お客様に年金事務所の窓口等をご案内いただく際は、ご注意ください。



3.国民年金関係のご案内

- ◆ 上記2のとおり、4月30日（火）、5月1日（水）、5月2日（木）が休日となることから、平成31年3月分の国民年金保険料の納付期限が「平成31年4月30日（火）」から「2019年5月7日（火）」に変更となります。
- ◆ 平成31年3月分の国民年金保険料の口座振替年月日についても、同様に「2019年5月7日（火）」に変更となります。
- ◆ なお、改元前（平成31年4月30日以前）に作成された国民年金保険料納付書で、納付期間等に「平成31年5月」以降の日付が記載されているものについても、そのまま使用することができます。

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、平成31年3月から2019年6月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(●…毎年定例の実施分 ●…今回限りの単発実施分 ●…新規の実施分)

平成31年 3月

- 国民年金の特定付加保険料制度終了（3月末）
→ 詳細は、「かけはし」第52号の18頁～25頁及び第54号の21頁をご確認ください。
- 年度末収納対策用納付書の送付

平成31年 4月

- 国民年金保険料納付書の送付（4月定時分）
- 国民年金学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付
→ 詳細は、「かけはし」第55号の10頁～15頁をご確認ください。
- 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度の開始
→ 詳細は、本号の4頁をご確認ください。

2019年 5月

- 20歳前障害基礎年金の受給権者に対し、所得状況届の原則省略及び診断書提出時期の変更に関するお知らせ（はがき）を送付（5月末）
→ 詳細は、次号の「かけはし」にてお知らせします。

2019年 6月

- 統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付

平成31年4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まりました
(国民年金部)

✚ 国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。
(死産、流産、早産された方を含みます。)

✚ 産前産後免除期間の取扱い

産前産後免除期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

✚ 対象者

産前産後免除期間に国民年金第1号被保険者期間を有する者。

※ただし、出産日が、平成31年2月1日以降の方が対象になります。

✚ 届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能です。

✚ 届出先

お住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口。

✚ 届出用紙

年金事務所及び市区町村に備え付けております。

また、日本年金機構ホームページからダウンロードすることも可能です。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

届出を受け付ける際には、以下の書類をご確認ください。

■添付書類について

○出産前に届出をする場合
母子健康手帳など

○出産後に届出をする場合

市区町村で出産日等が確認できる場合には、不要
ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など
出産日及び親子関係を明らかにする書類



新たな在留資格「特定技能」制度の創設に伴う対応

(事業企画部)

- ◆ 第197回国会において、在留資格「特定技能」制度の創設等を目的とした「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、平成31年4月1日から、特定技能外国人の受入れが開始されます。
- ◆ 特定技能に認定された外国人（以下「特定技能外国人」という。）が、在留期間更新許可申請等の手続きを出入国在留管理局で行う際、社会保険料の納付状況がわかる書類の提出が必要となっています。
- ◆ このため、特定技能外国人に社会保険制度を十分に理解いただけるよう、以下の取組を行っています。



社会保険関係制度周知用資料の多言語化

- ◆ 国民年金制度周知用パンフレット（日本語除く全10言語）及び脱退一時金請求書（日本語除く全11言語）については、新たに言語を追加し、全14言語とします。

対応14言語：

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、インドネシア語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、ミャンマー語、カンボジア語、モンゴル語、ネパール語

- ◆ また、上記に加えて、新たに国民年金免除制度周知等の資料を作成する予定です。



広報の広場

市区町村広報紙の原稿にご利用ください！



年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

- ◆ 予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- ◆ お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

ご予約の方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」またはお近くの年金事務所へ電話・来訪時にお申込みください。

日本年金機構職員等を装った不審電話にご注意ください！

全国各地で、「日本年金機構」や「社会保険庁」もしくは「厚生労働省」などの職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号や家族構成、預貯金額を聞くなど、不審な電話や訪問があった等というお問い合わせが寄せられています。

また、“年金関係の書類”を配達できないなどと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入手しようとする電話があったというお問合せも寄せられています。

日本年金機構職員及び委託事業者が訪問する際は、必ず写真付身分証明書を携行し、お客様に提示いたします。

なお、委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。

不審な点を感じたら、できるだけ1人で対応せず、相手の名前や所属、用件を聞いて、メモを控えて家族等に相談してください。

怪しいなと感じたら、口座番号等の個人情報を話したり、現金を支払ったり、振り込みをせずに、お近くの年金事務所または警察へお問い合わせください。



地域の独自情報



編集後記

新元号の発表を受けて、日本中が新しい時代の幕開けに、そわそわしているのではないのでしょうか。また、多くの方が新しい土地や環境に、ここもからだも慣れない時期だと思います。筆者も本誌の編集に携わり3年目を迎えましたが、初心を忘れず、本誌（の編集後記）に、より親しみを感じてもらえるよう一層努力したいと思います。「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。新年度もどうぞよろしくお願いいたします。